

令和3年7月

最低賃金制度・賃金引上げに向けた支援策について

厚生労働省愛媛労働局

最低賃金制度とは？

働くすべての方に、
賃金の最低額を保障する制度です。

年齢や、パート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず適用されます。

地域別最低賃金額は毎年10月頃に引き上げ
られています。

使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払わな
ければなりません。

地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない
場合には、最低賃金法による罰則（50万円以
下の罰金）の適用もあり得ます。



〔厚生労働省 令和2年度 最低賃金周知ポスター〕

最低賃金制度について

1. 制度趣旨

- 最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

※ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2. 地域別最低賃金

- 各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。
- 毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

※ 地域別最低賃金額の推移（全国加重平均）

改定年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
改定額(円)	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
目安額(円)	—	0	—	3	3	14	15	7~9	15	6	7	14	16	18	24	25	26	27	—
対前年度引上げ額(円)	0	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1

10年間で86円の引上げ

7年間で152円の引上げ

3. 地域別最低賃金の決定基準

- 最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金の状況、③企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、①を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金法(昭和34年法律第137号)(抄)

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

②最低賃金の引上げ

経済の好循環継続の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については、より早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持する。

他方、感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることを最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模企業に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講じるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する。

令和2年度 地域別最低賃金 答申額一覧

ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	引上げ額 【円】	発効年月日
A	東京	1013（1013）	-	令和元年10月1日
	神奈川	1012（1011）	1	令和2年10月1日
	大阪	964（964）	-	令和元年10月1日
	愛知	927（926）	1	令和2年10月1日
	埼玉	928（926）	2	令和2年10月1日
	千葉	925（923）	2	令和2年10月1日
B	京都	909（909）	-	令和元年10月1日
	兵庫	900（899）	1	令和2年10月1日
	静岡	885（885）	-	令和元年10月4日
	三重	874（873）	1	令和2年10月1日
	広島	871（871）	-	令和元年10月1日
	滋賀	868（866）	2	令和2年10月1日
	栃木	854（853）	1	令和2年10月1日
	茨城	851（849）	2	令和2年10月1日
	長野	849（848）	1	令和2年10月1日
	富山	849（848）	1	令和2年10月1日
	山梨	838（837）	1	令和2年10月9日
	C	北海道	861（861）	-
岐阜		852（851）	1	令和2年10月1日
福岡		842（841）	1	令和2年10月1日
奈良		838（837）	1	令和2年10月1日
群馬		837（835）	2	令和2年10月3日
岡山		834（833）	1	令和2年10月3日
石川		833（832）	1	令和2年10月7日
新潟		831（830）	1	令和2年10月1日

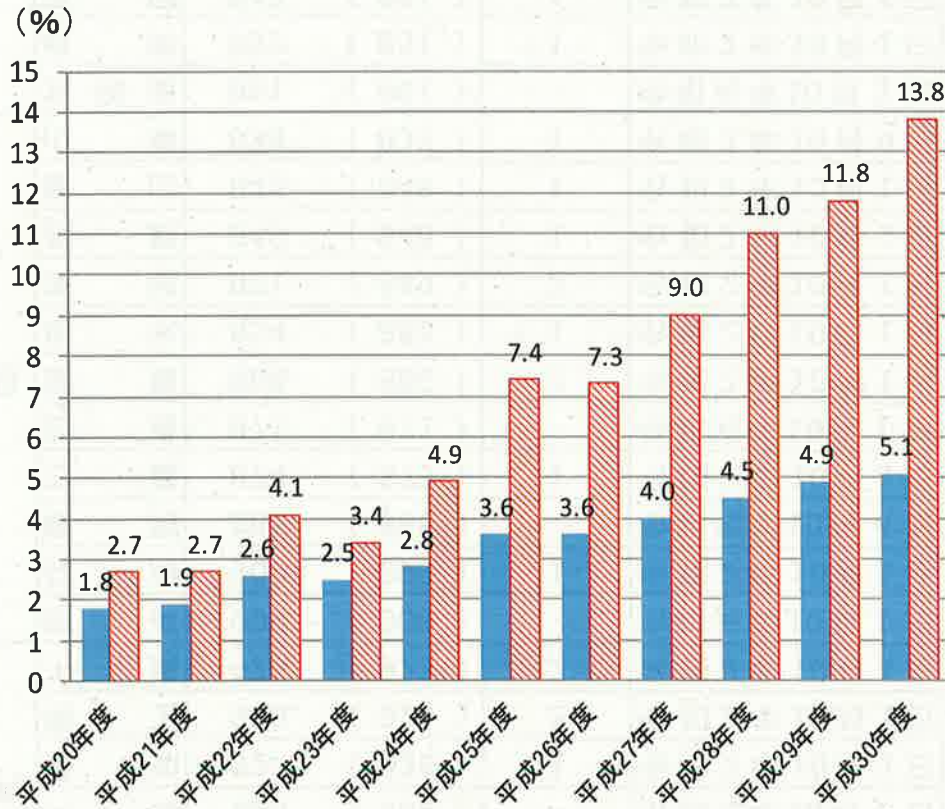
ランク	都道府県名	最低賃金時間額 【円】（※）	引上げ額 【円】	発効年月日
C	和歌山	831（830）	1	令和2年10月1日
	福井	830（829）	1	令和2年10月2日
	山口	829（829）	-	令和元年10月5日
	宮城	825（824）	1	令和2年10月1日
	香川	820（818）	2	令和2年10月1日
	徳島	796（793）	3	令和2年10月4日
D	福島	800（798）	2	令和2年10月2日
	青森	793（790）	3	令和2年10月3日
	岩手	793（790）	3	令和2年10月3日
	山形	793（790）	3	令和2年10月3日
	愛媛	793（790）	3	令和2年10月3日
	熊本	793（790）	3	令和2年10月1日
	長崎	793（790）	3	令和2年10月3日
	鹿児島	793（790）	3	令和2年10月3日
	宮崎	793（790）	3	令和2年10月3日
	秋田	792（790）	2	令和2年10月1日
	島根	792（790）	2	令和2年10月1日
	鳥取	792（790）	2	令和2年10月2日
	高知	792（790）	2	令和2年10月3日
	佐賀	792（790）	2	令和2年10月2日
	大分	792（790）	2	令和2年10月1日
沖縄	792（790）	2	令和2年10月3日	
全国加重平均額		902（901）	1	

※ 括弧書きは、令和元年度地域別最低賃金額

最低賃金の引上げによる影響

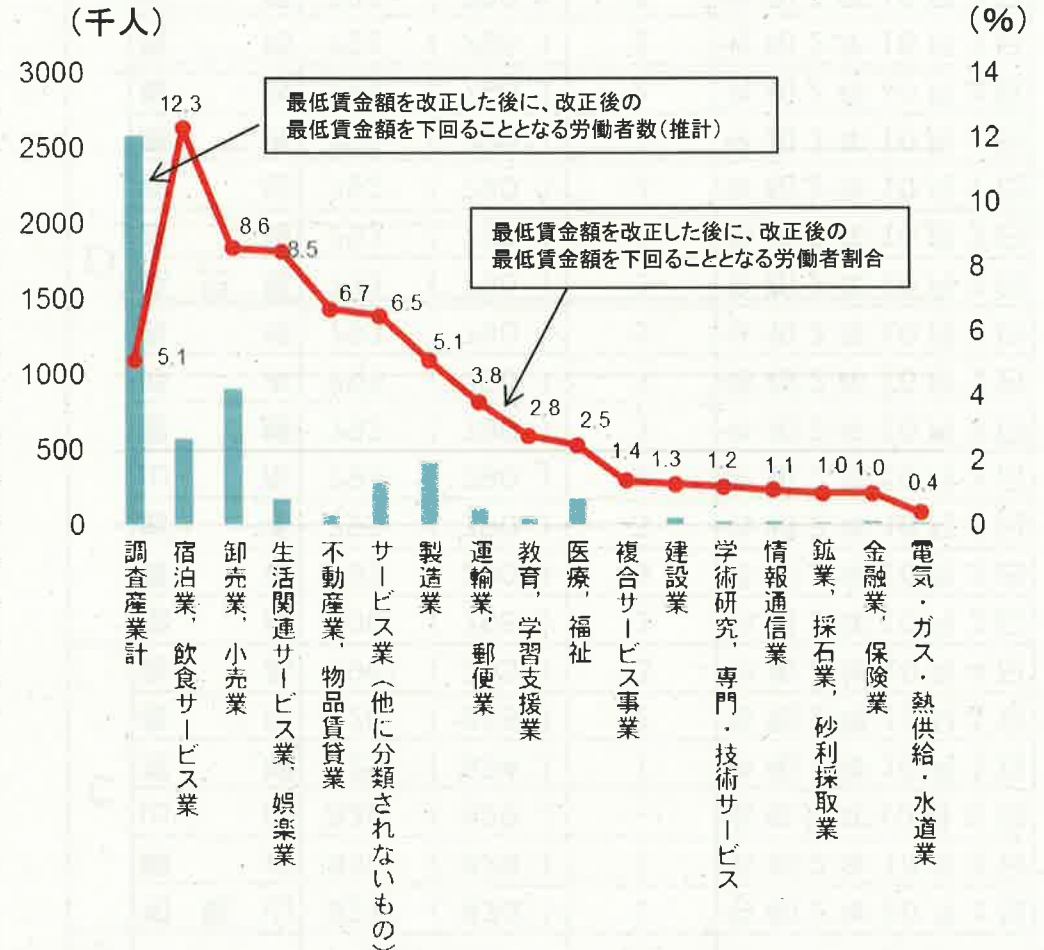
最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合の推移

産業別の影響(平成30年度)



■ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)
(資料出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

▨ 小規模事業者(事業所規模30人未満(製造業等は100人未満))
(資料出所)厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」



※ 全体(ただし、5人未満の事業所を除く)

(資料出所)厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査特別集計」、
総務省「平成28年経済センサス - 活動調査」

最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策①

業務改善助成金

賃金引上げ



設備投資、
コンサル等



設備投資等に要した費用の一部が
助成されます。

助成対象
となる
措置の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

⇒中小企業の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引上げを図るための制度です。

最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策②

○支給対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場が対象となります。

○助成額（令和3年度）

コース区分	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 （※2） 生産性要件を満たした場合は 9/10 （※1）
	2～3人	30万円		
	4～6人	50万円		
	7人以上	70万円		
30円コース	1人	30万円		
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
60円コース	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 （※1）
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
90円コース	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※2）対象は、地域別最低賃金900円未満の地域のうち事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。（令和3年4月1日現在 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県を除く39の都道府県。）

事業場の規模等（中小企業事業者かつ100人以下）

○企業としては中小企業事業者（中小企業基本法の定義を準用）

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

①資本金の額又は出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要。

かつ

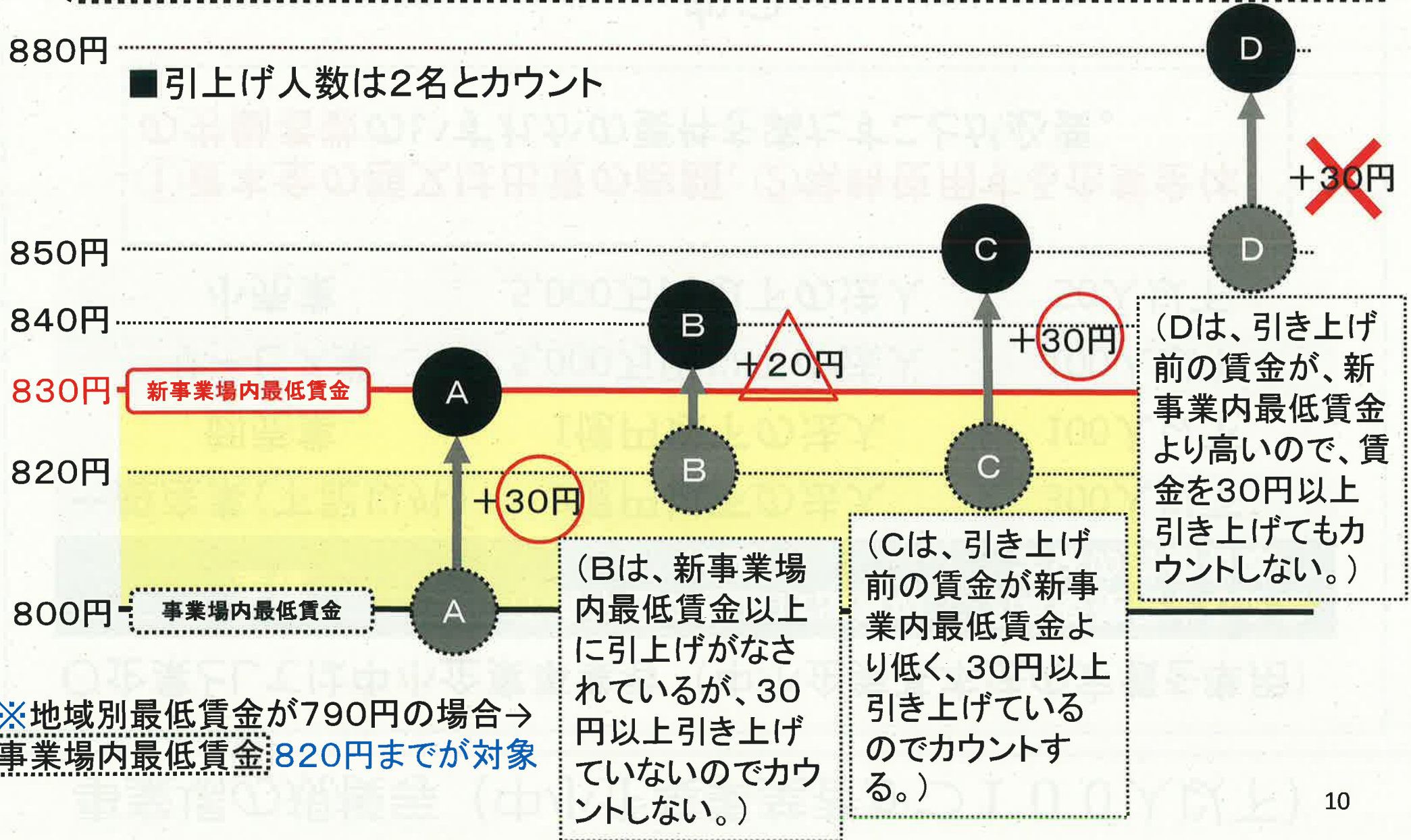
○事業場規模100人以下

業務改善助成金の人件カウント

<要件(30円コースの場合)>

「事業場内最低賃金を30円以上引上げ」及び「地域別最低賃金との差額が30円以内※」

※すべてのコースに共通



業務改善助成金の手続きの流れ

事業主

申請書の作成、提出

- ・申請書(添付資料)には以下を計画を記載する。
 - ①業務改善計画の策定(設備・器具の導入等)
 - ②賃金引上計画の策定(事業場内最低賃金を一定額以上引上げ)
- ・申請書を労働局へ提出する。

労働局

審査、交付決定 (1か月程度)

労働局において申請書の審査を行い、適正であれば助成金の交付決定を行う。

事業主

計画の実施 (1～3か月程度)

- 事業主が計画に基づき、
- ①業務改善(設備導入等)
 - ②助成対象経費の支払い
 - ③賃金引上げ(注)を実施する。
- ※3月末までに計画を完了する必要あり。(注)賃金引上げは、申請書提出後であれば、交付決定前に実施してもよい。

事業主

実績報告書の作成、提出 (提出期限：計画完了後1か月 又は4/10のいずれか早い日)

- ・実績報告書には以下を記載する。
 - ①業務改善計画の実施結果
 - ②助成対象経費の支払い結果
 - ③賃金引上げ状況
- ・実績報告書を労働局へ提出する。

労働局

審査、金額確定 (20日程度)

- 労働局において実績報告書の審査※を行い、助成金の金額を確定する。
- ※①業務改善(設備導入等)及び費用額の確認
②賃金引上げの確認

請求書の提出

助成金の支給

状況報告の提出

業務改善助成金の申請書作成の概要①

1 申請書

定型様式に事業所の所在地のほか、申請金額、事業の概要等を記載する。

2 添付書類(申請書に加え以下の資料を添付)

① 事業実施計画書(別添様式)

＜次のページで説明＞

② 助成対象経費の見積書

③ 申請前3月分の賃金台帳の写し

④ 生産性要件を満たしていることが確認できる書類→より高い助成率を得る場合)

⑤ その他参考になる資料

業務改善助成金の申請書作成の概要②

3 事業実施計画書(別添様式の主な記載事項)・・・記載例:朱書き「」

(1) 賃金引上計画

＜事業場内最低賃金をいつ引き上げるかなどを記載＞

＜事業場内最低賃金を定めた就業規則等の改正案＞

「第〇条 会社における最も低い賃金は、時間給又は時間換算額〇円とする。～」

「附則 この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。」

(2) 事業実施計画(放課後等デイサービス業において業務管理システムを導入した例)

①現状の作業方法(問題点)、所要時間等

「従来の情報共有ツールが紙媒体であったため従業員の作業が煩雑になり、情報共有に労力を要していました(1人につき、1日〇時間要していました)。」

②設備投資など業務改善計画の内容

「紙で行っていた利用者との情報共有について、スマートフォンで入力・閲覧が可能なサイトを設置したことで、利用者から担当者への連絡、担当者から利用者への連絡、スケジュール等を瞬時に共有できるようになりました。」

※原則として汎用事務機器としてのスマートフォンは助成対象になりません。

また、サイトについても広告宣伝用のホームページの作成については助成対象になりません。

③計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果

「従業員の情報共有にかかる時間が1人につき、1日1時間程度短縮及び負担が軽減されたことにより生産性が向上しました。」

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
スチームコンベクションオーブン	ホテル業、飲食業、居酒屋等	70万円～200万円	計10事業場	100万円～300万円程度
食材スライサー	すし屋、鉄板焼き屋	20万円～70万円	計4事業場	30万円～100万円程度
業務用製氷機	飲食業	30万円～100万円	計2事業場	40万円～130万円程度



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
POSレジシステム	飲食業、喫茶店、ラーメン店等	30万円～150万円	計9事業場	40万円～200万円程度
自動釣銭機、券売機	飲食店	100万円～150万円	計4事業場	200万円程度



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

洗浄機（食器洗浄機）

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食器を洗浄していたため、作業効率が悪く時間がかかっていた。



○導入後

食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
食器洗浄機	飲食業、 配達飲食サービス業、 ホテル業、 ラーメン店等	40万円～ 100万円	計11事業場	50万円～ 200万円 程度
全自動鉄板洗い機	飲食業	135万円	1事業場	180万円 程度



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

その他

それ以外にも、生産性向上に資する様々な設備等を導入

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
業務用冷凍庫、業務用冷蔵庫、温蔵庫等	そば店、中華料理店、フレンチ料理店、日本料理店等	50万円～70万円	計10事業場	70万円～100万円程度
管理システム、オーダーシステム、給与システム等	飲食店	30万円～200万円	計24事業場	40万円～400万円程度
改修等によるレイアウト変更	飲食店、旅館業等	70万円～200万円	計6事業場	90万円～300万円程度
人材育成	飲食業	100万円	1事業場	150万円程度
ベルトコンベア	飲食サービス業	50万円	1事業場	100万円程度

《管理システムの導入により、情報共有ができるようになった例》



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）①

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
POSレジシステム	玩具小売、 自転車販売、 食料品小売 業等	70万円～ 200万円	計8事業場	100万円～ 700万円 程度
自動釣銭機	日用品・雑 貨・園芸等小 売、一般食 品小売	70万円～ 100万円	計5事業場	100万円～ 400万円 程度



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）②

フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）

【生産性向上の効果】

○導入前

荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。



○導入後

一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
フォークリフト	農業機械・自動車部品卸売業、建設資材卸売業	100万円～200万円	計2事業場	150万円～300万円程度
運搬用冷凍車	食肉卸売業	70万円	1事業場	400万円程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
ミキサー	菓子・パン小売業等	30万円～200万円	計3事業場	40万円～300万円程度
焙煎機	自家焙煎 コーヒー豆販売	200万円	1事業場	700万円程度
食品裁断機	菓子・パン小売業	100万円	1事業場	150万円程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

その他

それ以外にも、生産性向上に資する様々な設備等を導入

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
食品卸売システム、会計・仕入・販売システム、顧客管理システム等	食肉卸売業、農産物資材卸売業、食料品小売業等	20万円～200万円	計36事業場	25万円～430万円程度
受発注機能付きホームページ	花・植木小売業、珈琲喫茶店等	25万円～200万円	計4事業場	30万円～300万円程度
経営コンサルタント	中古機器販売、自動車小売	45万円～160万円	計2事業場	60万円～210万円程度
人材育成・教育訓練	調剤薬局等	20万円	計2事業場	25万円～110万円程度
真空包装機	茶類小売業	70万円	1事業場	110万円程度

《管理システムの導入により、手計算から自動計算になった例》



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

美容器具・施術器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の機械では仕上がりにムラがあり、施術時間が長くなっていた。



○導入後

施術時間の短縮に加え、高品質なサービスを提供でき、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
脱毛器	理容業 美容業 エステティック業	70万円～ 200万円	計7事業場	110万円～ 300万円 程度
デジタルパーマ スチーマー類	美容業	25万円～ 60万円	計3事業場	35万円～ 90万円 程度
育毛器	美容業	200万円	1事業場	300万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

シャンプーユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の体勢の調節作業が非効率的であるだけでなく、ユニットの台数が少なく待ち時間も生じてしまい、施術時間が長くなっていた。

○導入後

状況に応じて高さ調節や角度調節などが可能になり、ユニットの台数も増え、施術時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
シャンプーユニット (調節機能付)	理容業 美容業	50万円～ 180万円	計10事業場	70万円～ 240万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

洗濯機・乾燥機

【生産性向上の効果】

○導入前

旧式の乾燥機等では時間がかかり、他の作業に手が回らなかった。

○導入後

乾燥等に要する時間が短縮された分、他の作業も行えるようになり効率が上がった。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
業務用乾燥機	美容業 クリーニング業 洗濯業	100万円～ 200万円	計3事業場	140万円～ 330万円 程度
業務用洗濯乾燥機	美容業	15万円	1事業場	20万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

その他

それ以外にも、生産性向上に資する様々な設備等を導入

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
経営ソフト 顧客管理システム オーダーシステム 等	美容業 エステティック業 カラオケボックス店等	70万円～ 200万円	計16事業場	95万円～ 350万円 程度
POSレジシステム	美容業	40万円～ 130万円	計4事業場	55万円～ 180万円 程度
人材育成・教育訓練	美容業	40万円	計2事業場	55万円 程度
集球設備	ゴルフ練習場	70万円	1事業場	100万円 程度
平型包装機	クリーニング業	50万円	1事業場	75万円 程度

《自動包装機を導入したことで、業務効率化を図った例》



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。

○導入後

出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、人員を削減することができ、他の業務に回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
原料充填機 (ケーキ生地、ジャムなど)	パン・菓子製造業等	45万円～ 200万円	計5事業場	65万円～ 350万円 程度
食材カッター 食材皮剥き機	冷凍調理食品製造業	70万円～ 100万円	計3事業場	200万円～ 430万円 程度
パン発酵機	パン・菓子製造業	100万円	計2事業場	130万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

業務改善助成金業種別事例集（製造業編）②

包装機

【生産性向上の効果】

○導入前

包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていた。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

均一な仕上がりが実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
シュリンク包装機	印刷・同関連業 化学工業	60万円～ 70万円	計2事業場	85万円～ 720万円 程度
菓子個包装機械	パン・菓子製造業	150万円	1事業場	340万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

冷凍・冷蔵庫類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。



○導入後

十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
冷凍庫	食料品製造業 水産食料品製造業	70万円～ 100万円	計3事業場	120万円～ 280万円 程度
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業	70万円	1事業場	100万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

業務改善助成金業種別事例集（製造業編）④

その他

それ以外にも、生産性向上に資する様々な設備等を導入

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
経理システム、 工程管理システム、 生産管理システム 等	外衣・シャツ 製造業 金属製品製 造業等	45万円～ 200万円	計22事業場	60万円～ 430万円 程度
フォークリフト 特種用途自動車類 (それに準ずるもの 含む。)	豆腐・油揚製 造業 はん用機械 器具製造業 等	90万円～ 100万円	計4事業場	120万円～ 210万円 程度
改修等による レイアウト変更	繊維工業 電子部品製 造業	60万円～ 100万円	計4事業場	80万円～ 420万円 程度
ベルトコンベア	プラスチック 製品製造業 製茶業等	75万円～ 150万円	計3事業場	100万円～ 200万円 程度
マシン	繊維製品製 造業等	30万円～ 100万円	計3事業場	40万円～ 140万円 程度

《各経営情報を一元管理するシステムの導入により、管理業務の効率化を図った例》



※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

福祉車両

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の送迎に多くの時間がかかり、複数の従業員で対応しなければならなかった。



○導入後

利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能となり、送迎にかかる人員の削減や全体の送迎時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
引き上げリフト付き福祉車両	通所介護事業 児童福祉事業 等	70万円～ 200万円	計9事業場	120万円～ 350万円 程度
スロープ付き福祉車両	通所介護事業 等	70万円～ 200万円	計6事業場	130万円～ 310万円 程度
大人数送迎可能福祉車両	居宅介護事業 等	100万円	計2事業場	280万円～ 400万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

施術ベッド・医療ベッド類

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の移乗や起き上がり補助を複数名で行う場合が多くあり、効率的に作業を進めることが困難であった。



○導入後

ベッドの高さ調節などが可能になったことで、1人でスムーズに作業を行うことが可能となり、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
電動式ベッド (調節機能付)	通所介護事業 整体院	20万円～ 140万円	計6事業場	25万円～ 200万円 程度
ウォーターベッド型 マッサージ器	通所介護事業 整骨院	70万円～150 万円	計4事業場	100万円～ 200万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

その他

それ以外にも、生産性向上に資する様々な設備等を導入

導入事例	事業内容	交付確定額	当助成金を利用した事業場数	1台あたりの総事業費例
受発注機能付きシステム 診療予約管理システム 等	障害者福祉事業 医療業 等	15万円～ 200万円	計23事業場	20万円～ 550万円 程度
レントゲン装置 CT設備	歯科診療所	100万円～ 200万円	計5事業場	300万円～ 1400万円 程度
改修等における レイアウト変更	歯科診療所 障害者就労施設 放課後デイサービス	50万円～ 150万円	計4事業場	65万円～ 220万円 程度

※平成29年度（助成上限額200万円）に基づく実績。

日本政策金融公庫による融資の貸付対象拡充 【企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）】

- 賃金の底上げを含めた賃上げしやすい環境整備と生産性向上を促進するため、日本政策金融公庫による企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）の貸付対象を拡充し、**事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行う。**
- 助成金との併用（自己負担分のための融資）にも活用可能

貸付対象	事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者
資金用途	設備資金及び(長期)運転資金
貸付利率	<p>特別利率①</p> <p>※ 特別利率①は基準利率から年利が0.4%引下げとなる。</p> <p>※ 基準利率は中小企業事業1.11%、国民生活事業2.16～2.45%（令和2年4月1日現在。中小企業事業は貸付期間5年の標準的な利率。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて所定の利率が適用。国民生活事業は担保を不要とする融資を希望する場合。)</p>
貸付限度額	<p>中小企業事業：7億2000万円(※)(うち長期運転資金2億5000万円)</p> <p>(※)特別利率①の限度額：2億7000万円</p> <p>国民生活事業：7200万円(うち運転資金4800万円)</p>
貸付期間	<p>設備資金：20年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>(長期)運転資金：7年以内(うち据置期間2年以内)</p>

※ 日本政策金融公庫による融資である【生活衛生貸付】においても、同様に拡充され、事業場内最低賃金を2%以上引き上げる者について特別利率の適用対象とされている。

